

第4回 研究開発税制等の在り方に関する研究会

議事要旨

■日時：令和7年7月9日 9：30～11：30

■場所：別館11階 1120共用会議室 オンライン併用

■議事概要：下記のような議論が行われた。

<研究開発税制の効果検証（EBPM）を巡る論点（案）について>

- 海外の研究開発税制のレビューを見ても、研究開発税制の効果は投資量がどれだけ増えるかといった実証研究が中心であり、量を中心に評価を行うべき。その上で、個票データ等のミクロデータを使って分析できることが望ましい。研究者の増加などに着目した研究開発部門の強化も指標になり得るのではないかな。
- 企業の負担を考えても、今ある税務データを政府内で共有し効果検証を行うことが効率的ではないかな。
- イノベーションは最終的には人材の重要性に帰着するため、質の評価でも人材のエビデンスが重要だと考えられる。
- 経済安全保障の観点からは、研究開発税制でチョークポイント技術の開発を後押しできているエビデンスを出せるとよいのではないかな。
- 大きな制度変更がなければ、効果を分析するのは現実的に難しいが、経済学的には、経済モデルの因果関係を使い推計する方法も考えられる。また、資本金1億円超で制度が変化するため、その前後の資本金の企業を分析することで、一定の効果分析ができるかもしれない。
- 研究開発税制の第一義的な目的ではないが、税額控除によって研究開発に熱心な企業にフリーキャッシュフローが生み出されて、企業活動を有利なポジションに置く効果も期待できる。

<イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の論点（案）について>

- 製品に組込まれたIP所得の扱いが一番の課題だが、移転価格税制の考え方に基づいた切り分けをしなければならないので、ハードルは高いと認識している。
- 組織再編やグループ内取引等の論点については、税務当局は知財の移転をあまり認めたくない姿勢があるのではないかな。修正ネクサスアプローチとの関係を踏まえつつ法人税全体の問題として考えるべき。
- 利用企業の規模や技術領域などのデータ取得が大事になる。また、本制度をどのように評価するかの指標などについて、今から議論しておくことが重要。
- 企業再編時に税制上の権利が引き継がれない場合、ディープテックスタートアップなどのM&Aに影響があるので改善すべき。
- 長年の研究開発の特許の蓄積があるため、令和6年度以降の知財のみが対象となるのは、その仕分けが難しい。

<スタートアップへの成長資金供給等に係る税制の論点（案）について>

- オープンイノベーション促進税制の新規出資型は、事業会社やCVCからスタートアップへリスクマネーの供給を促しているという点で非常に重要な税制であり、特に益金不算入の点が重要なインセンティブになっている。M&A型は、今後IPOではないエグジットの形が非常に重要になってくる中、多様な資本連携の在り方に対して、リスクを踏まえたインセンティブになっているかを検証し、必要な措置を講ずるべき。
- スタートアップの段階ではなかなか黒字が出ない中で、スタートアップの成長を税制によって支援するという点で、オープンイノベーション促進税制のM&A型は非常に有意義な制度となっている。成長要件等も、事業会社側が要件達成をコミットしにくいのであれば、見直していくことも必要ではないか。
- 東証のグロス市場の上場維持基準が厳しくなる中で、M&A等のエグジットが増えることが考えられる。オープンイノベーション促進税制のM&A型の成長要件が、上場維持基準並みに厳しいのであればIPO、M&Aのすみ分けが進まない。M&A型が成長要件によって無意味化しないよう検討することが重要。
- 地域の中核企業には投資したいニーズはあるが、実際には投資事例は少ない。地域に相談できる人材がいなかったことや、成長志向の会社は大都市に集中していることが要因と考えられる。地域内で投資が増えることが重要であり、地域内でのオープンイノベーションに対して、控除率等を優遇するなど工夫できないか。
- 投資を受ける側からすると、株式募集をする場合、発行価額の総額1億円を境に開示コストに大きな差がある。開示情報の発行価額の総額に応じた変化をなだらかにして欲しい。また少人数私募の勧誘先数の制限等を見直しできないか。
- PE課税特例については、米英では外国投資家によるファンドへのLP出資は原則非課税であり、イコールフットINGの確保が重要である。また、PE課税特例の組合財産に対する持分割合が25%未満であることを継続的に満たす条件や、組合契約締結時に適用申告手続を行う必要があるなどの条件は、予見可能性が低く、制度の利用が難しいという意見もあるため、外国からの投資の障害にならないように見直しを行うべき。
- PE課税特例について、「PE（恒久的施設）」の有無は、課税権の有無を決める非常に重要な概念であり、大枠の見直しは簡単ではないのではないかと。他方で、組合財産に対する持分割合の25%未満を求める要件について、25%を一時的に超えた場合でも抵触するという点を平準化して柔軟に適用できるようにすることや、実態に合わない手続き面などについて見直していくことが考えられる。
- 海外LPに対してPE課税が行われることで、海外LPからの資金調達に実際に阻害されており、かつ業務執行を行わないLPについてPEが認められる点について法理論上も投資事業有限責任組合法との関係で矛盾している点があると認識している。このようなPE課税が存在する状態で海外投資家の呼び込みを行うことは難しい。
- PE課税特例については、特例の要件を満たし手続を行うことが難しいならば、事実上禁止しているのと同じになってしまっていて、規定の存在意義がない。25%の要件については、会社法等の法令に照らしても25%という数字に合理的な意味はないため、見直すことも考えられるのではないかと。

以上